カーボヴェルデ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカーボヴェルデ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　カーボヴェルデ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカーボヴェルデ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月二十日にプライアで

カーボヴェルデ共和国駐在

日本国特命全権大使　北原**隆**

カーボヴェルデ共和国対外関係大臣

ジョルジュ・アルベルト・ダ・シルヴァ・ボルジェス閣下

（カーボヴェルデ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をカーボヴェルデ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月二十日にプライアで

カーボヴェルデ共和国対外関係大臣

ジョルジュ・アルベルト・ダ・シルヴァ・ボルジェス

カーボヴェルデ共和国駐在

日本国特命全権大使　北原**隆**閣下

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年九厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年八厘五毛
十五年を超え十七年以下	年九厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字内竪字後平九七四の一、九七四のロ、一〇一八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後平九七四の一・九七四のロ・一〇一八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市東方字柏迫三五〇一の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏迫三五〇一の九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市蔵川字末廣乙一二〇一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県東温市下林字タテワリ丙一八五の二

二　指定の目的　水源の涵養